

関自旅二第497号の2
令和4年7月1日

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域における適正と考えられる車両数について（平成27年8月10日付け関東運輸局長公示）」の廃止について

令和4年6月30日付けで南多摩交通圏の特定地域の指定が解除され、管内に特定地域の指定を受けた地域がなくなることから、同日付をもって平成27年8月10日付け公示「特定地域における適正と考えられる車両数について」を廃止するの
で了知されたい。

関自旅二第497号の2
令和4年7月1日

東京ハイタク協議会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域における適正と考えられる車両数について（平成27年8月10日付け関東運輸局長公示）」の廃止について

令和4年6月30日付けで南多摩交通圏の特定地域の指定が解除され、管内に特定地域の指定を受けた地域がなくなることから、同日付をもって平成27年8月10日付け公示「特定地域における適正と考えられる車両数について」を廃止するので了知されたい。

関自旅二第497号の2
令和4年7月1日

一般社団法人 神奈川県タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域における適正と考えられる車両数について（平成27年8月10日付け関東運輸局長公示）」の廃止について

令和4年6月30日付けで南多摩交通圏の特定地域の指定が解除され、管内に特定地域の指定を受けた地域がなくなることから、同日付をもって平成27年8月10日付け公示「特定地域における適正と考えられる車両数について」を廃止するので了知されたい。

関自旅二第497号の2
令和4年7月1日

一般社団法人 千葉県タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域における適正と考えられる車両数について（平成27年8月10日付け関東運輸局長公示）」の廃止について

令和4年6月30日付けで南多摩交通圏の特定地域の指定が解除され、管内に特定地域の指定を受けた地域がなくなることから、同日付をもって平成27年8月10日付け公示「特定地域における適正と考えられる車両数について」を廃止するので了知されたい。

関自旅二第497号の2
令和4年7月1日

一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域における適正と考えられる車両数について（平成27年8月10日付け関東運輸局長公示）」の廃止について

令和4年6月30日付けで南多摩交通圏の特定地域の指定が解除され、管内に特定地域の指定を受けた地域がなくなることから、同日付をもって平成27年8月10日付け公示「特定地域における適正と考えられる車両数について」を廃止するの
で了知されたい。

関自旅二第497号の2
令和4年7月1日

一般社団法人 群馬県タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域における適正と考えられる車両数について（平成27年8月10日付け関東運輸局長公示）」の廃止について

令和4年6月30日付けで南多摩交通圏の特定地域の指定が解除され、管内に特定地域の指定を受けた地域がなくなることから、同日付をもって平成27年8月10日付け公示「特定地域における適正と考えられる車両数について」を廃止するので了知されたい。

関自旅二第497号の2
令和4年7月1日

一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域における適正と考えられる車両数について（平成27年8月10日付け関東運輸局長公示）」の廃止について

令和4年6月30日付けで南多摩交通圏の特定地域の指定が解除され、管内に特定地域の指定を受けた地域がなくなることから、同日付をもって平成27年8月10日付け公示「特定地域における適正と考えられる車両数について」を廃止するの
で了知されたい。

関自旅二第497号の2
令和4年7月1日

一般社団法人 栃木県タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域における適正と考えられる車両数について（平成27年8月10日付け関東運輸局長公示）」の廃止について

令和4年6月30日付けで南多摩交通圏の特定地域の指定が解除され、管内に特定地域の指定を受けた地域がなくなることから、同日付をもって平成27年8月10日付け公示「特定地域における適正と考えられる車両数について」を廃止するので了知されたい。

関自旅二第497号の2
令和4年7月1日

一般社団法人 山梨県タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域における適正と考えられる車両数について（平成27年8月10日付け関東運輸局長公示）」の廃止について

令和4年6月30日付けで南多摩交通圏の特定地域の指定が解除され、管内に特定地域の指定を受けた地域がなくなることから、同日付をもって平成27年8月10日付け公示「特定地域における適正と考えられる車両数について」を廃止するの
で了知されたい。

関自旅二第497号の2
令和4年7月1日

一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域における適正と考えられる車両数について（平成27年8月10日付け関東運輸局長公示）」の廃止について

令和4年6月30日付けで南多摩交通圏の特定地域の指定が解除され、管内に特定地域の指定を受けた地域がなくなることから、同日付をもって平成27年8月10日付け公示「特定地域における適正と考えられる車両数について」を廃止するの
で了解されたい。